

第4号様式（第10条関係）

会議録（要旨）

会議名	平成25年度第1回国民健康保険運営協議会
開催日時	平成25年11月19日（火） 午後2時00分～午後2時40分
開催場所	市議会委員会室（市役所5階）
出席者及び欠席者	<p>出席者：被保険者代表 岡本委員、田代委員、濱浦委員、吉野委員 保険医代表 指田委員、三條委員、千竈委員、北條委員 公益代表 川島委員、栗原委員、波多野委員 被用者保険代表 瀧沢委員 欠席者：公益代表 竹原委員 事務局：市民部長、保険年金課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主事（国民健康保険グループ）</p>
報告事項	(1) 平成26年度国民健康保険における制度改正について (2) その他
議題	(1) 武藏村山市国民健康保険運営協議会会長選挙について (2) 武藏村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙について (3) その他
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題(1)：会長「公益代表 栗原委員」に決定した。 議題(2)：会長代理「公益代表 川島委員」に決定した。 議題(3)：議題なし。</p> <p>※ 会議に先立ち、市長が委嘱書の交付等を行った後、仮議長選出するまでの間、事務局が会議の進行役を務めた。</p> <p>〈仮議長の選出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本日の議題に入る前に、仮議長を選出する必要がある。本協議会では、公益代表を除く委員のうちから、仮議長を務めることが慣習になっている。今回もこれにならって仮議長を選出したいが、これに異議があるか。 <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異議なし。 ● 田代委員に仮議長をお願いしたいが、これに異議があるか。 <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異議なし。 ● 田代委員にお願いする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めるが、何分にも不慣れなので、協力をお願いする。 <p>ただ今から、平成25年度第1回武藏村山市国民健康保険運営協議会を開会する。ただ今の委員は12名で定足数に達しているので、有効に成立する。</p> <p>次に会議録署名委員の指名であるが、武藏村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、岡本委員、保険医等代表として、三條委員、公益代表として、川島委員を指名する。</p> <p>それでは、議題の1武藏村山市国民健康保険運営協議会会長選挙につい</p>
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) ○印=委員 ●印=事務局等	

て事務局から説明をお願いしたい。

議題（1）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長選出について

【事務局説明要旨】

- 国民健康保険運営協議会の設置は、国民健康保険法の第11条第1項で規定されており、ただ今、議題となっている会長の選挙については、同じく第11条の第2項の規定を受け、国民健康保険法施行令の第5条で規定されている。

協議会には、会長と、会長に事故がある時に会長の職務を代行する会長代理が置かれ、いずれも、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されることになっている。

選挙の方法については、投票による方法や指名推薦による方法などが考えられるが、特に選挙方法に関し、この方法でなければならないといった規定はない。

過去の会長選挙の方法は、会長及び会長代理は、公益代表の委員の中から選任することとなっていることから、公益代表の4人の委員で協議し、その結果をもって指名推薦のうえ、委員全員の意見を聞き、会長、会長代理を決定する方法がとられている。

全委員で選挙の方法について協議してから、会長の選任をお願いしたい。

本協議会の職務などについては、資料1の2ページ及び3ページに本市の関係条例の抜粋等を添付しているので、参照願う。

【質疑・意見等】

- 質疑等なし。
- 質疑なしと認める。選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。指名の方法については公益代表委員全員で協議し、その中の代表者から指名することにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者から指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いする。

（休憩）

- 休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、波多野委員から会長候補の指名を求める。

- 栗原委員を指名する。
- 波多野委員から指名したとおり、「栗原委員」を会長の当選人としている。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、栗原委員が会長に当選された。これをもって、仮議長の職務をすべて終わったので、会長と交代する。
- 本協議会の会長に就任することになった。本協議会と国民健康保険事業の円滑な運営に精一杯努めるので、よろしくお願ひしたい。

議題（2）武藏村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙について

- 武藏村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙の方法は、議題（1）の会長選挙と同様、指名推薦の方法を用いることにしたい。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思う。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。会長代理に「川島委員」を指名する。ただ今、議長において指名した「川島委員」を会長代理の当選人とすることに異議があるか。

【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、議長において指名した「川島委員」が会長代理に当選された。

議題（3）その他

- 議題3「その他」について事務局から何があるか。
 - 特になし。
- 次に、報告事項1「平成26年度国民健康保険における制度改革について」であるが、事務局から説明をお願いする。

報告事項（1）平成26年度国民健康保険における制度改革について

【事務局説明要旨】

- 資料2の参照を願う。社会保障審議会で審議されている段階でまだ市には詳細な情報はない。

- 1 低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充について
具体的な内容（案）であるが、現在、低所得者については、7割・5割・2割軽減を適用している。
そのうちの5割及び2割軽減の拡大が検討されている。
- 2 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて
具体的な内容（案）であるが、医療分の限度額については、据え置かれ、後期高齢者支援金分及び介護納付分の限度額については、増額が検討されている。
- 3 70歳から74歳までの方の一部負担金特例措置の見直しについて
現役並み所得者を除く70歳から74歳までの方の医療に係る一部負担については、平成20年4月から法律上2割負担となっているが毎年度約2,000億円の予算措置により、1割負担に凍結されている。
現在、本則の2割に戻すか現行の措置（1割負担）を維持すべきか検討されている。
- 4 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直しについて
平成27年1月から現行の仕組みから、低所得者においては、変わらないことだが、一般所得者と上位所得者の細分化が検討されている。

【質疑・意見等】

- 質疑なし。
- 報告事項（2）その他**
- 報告事項2「その他」について、事務局から何かあるか。
 - 特になし。
 - これにて、平成25年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者：_____人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示))
	<input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：	
	<input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：	

庶務担当課	市民部 保険年金課(内線：132)
-------	-------------------